平成２２年（フ）第３１号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目49番地大神コーポ６号
債務者　立山　重信
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６号
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目112番地
債務者　高山スミエ
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２号
福岡市博多区金の隈２丁目23番30―201号
債務者　本村　美波（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３号
福岡市博多区博多駅南５丁目23番７号
債務者　菅原　信行
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒18番地３ルミナス篠栗北弐番館103号
債務者　上野　由美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３号
福岡県大野城市中央１丁目３番８号白木原ハイホーム403号
債務者　黒岩美和子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１号
福岡市早良区星の原団地53番501号
債務者　塩塚眞佐子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２号
福岡市早良区星の原団地49番104号
債務者　長谷部瑳悠美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３号
福岡市中央区伊崎３番９号
債務者　村上美智子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９５号
福岡市博多区博多駅南５丁目23番７号
債務者　野上多麻緒
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９号
福岡市南区塩原４丁目５番40号
債務者　徳永　俊二
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００号
福岡県筑紫野市石崎３丁目37番14号筑紫野コーポ203号
債務者　真庭　幸治
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県筑紫野市石崎３丁目37番14号筑紫野コーポ203号
債務者　真庭　静子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目38番２号
債務者　鎌田　秀則
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目38番２号
債務者　鎌田　浩子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県糸島市神在1207番地１
債務者　平田　京子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８号
福岡市早良区飯倉４丁目29番29号
債務者　山口千佳子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２０号
福岡市博多区須崎町１番５―402号
債務者　山下　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部